

日バス協技第254号
令和2年8月13日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 三澤 憲一

事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止の徹底について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局安全政策課長から別添「事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止の徹底について」のとおり周知徹底依頼がありました。

つきましては国土交通省が策定した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用し貴協会の会員事業者に周知をお願い致します。

担当：技術安全部（田中・横山）
電話：03-3216-4015



国自安第61号
令和2年8月12日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止の徹底について

国土交通省においては、事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止を徹底するよう従来から機会あるごとに強力に指導してきたところです。

しかしながら、令和2年8月11日に愛知県内において、管理の受委託通達※に基づく受託者であるバス事業者の運転者が、覚醒剤取締法違反の容疑で逮捕されたとの報道がありました。

本件は現在、警察において捜査が進められているところですが、覚醒剤を使用して運行が行われた可能性もあり、輸送の安全を使命とする自動車運送事業者にとって、決してあってはならない事案です。これは、管理の委託者及び受託者にとっても変わりありません。

つきましては、下記の事項について徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願いいたします。

※管理の受委託通達「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。）について」（平成16年6月30日付け、国自総第139号、国自旅第79号、国自整第51号）

記

1. 外部の専門的機関も活用しつつ、運転者に対して、覚醒剤等の薬物が身体に与える影響や薬物使用が重大な事故につながるおそれがあることについて十分理解させるとともに、薬物使用の禁止についてあらゆる機会を通じて強力に指導すること。
2. 点呼時のみならず、運転者の行動や健康状態の把握を徹底し、外形的変化や日常の業務態度（例：言動の変化、遅刻が多い）等の確認をすること。

参考

- ・厚生労働省「薬物乱用防止に関する情報」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/>
- ・公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター
<http://www.dapc.or.jp/>